

表1 人種、思想及び信条等に関する個人情報の取得（条例第5条第3項第3号関係）
 類型事項

番号	類型	取得する個人情報	取得する理由
1	（相談、陳情、要望等） 県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等の意思により提供される人種、思想等に関する個人情報を取得することになる場合	人種・民族 思想・信条・宗教 社会的差別の原因となる社会的身分 犯罪に関する経歴	県民等から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から条例第5条第2項各号に定める取得制限事項に係る個人情報について述べられることが考えられる。 この場合、これら個人情報は、相談者の意思により述べられるものであり、取得することはやむを得ないものである。
2	（作文、論文等） コンクール、試験等において作成される作文、論文等の中に記載された人種、思想等に関する個人情報を取得する場合	人種・民族 思想・信条・宗教 社会的差別の原因となる社会的身分 犯罪に関する経歴	各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自らの意思で作成するものであり、その中に条例第5条第2項各号に定める取得制限事項に係る個人情報について記載されることが考えられる。 これらの個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載したものであり、個人の権利利益を侵害するおそれは少ないものと考えられる。
3	（栄典、表彰等） 栄典、表彰等の事務において被表彰者、候補者の犯罪歴を取得する場合	犯罪に関する経歴	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、候補者等の選考に当たっては、犯罪歴の有無を確認することはやむを得ないものである。
4	（議会対応等） 議会に係る事務を行うに当たり、議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得する場合	思想・信条	議会に関する事務を行うに当たって、事務の目的の範囲内で、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
5	（研修者等の受入） 海外からの研修者や来客者等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないようにするため、宗教に関する個人情報を取得する場合	宗教	海外からの各種の研修者や来客者を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣に違いがあることから、相手方の宗教に係る情報を取得し、滞在中の適切な対応を図る必要がある。
6	（公共事業等）	宗教	公共事業の用地買収を行うに当たり、墳墓、神

「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」より抜粋

	<p>用地買収の際に、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転費用や祭礼費用等を算定するため、宗教に関する個人情報を取得する場合</p>		<p>社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地、家屋所有者の宗教を取得する必要がある。</p>
7	<p>(出版、報道等) 新聞、書籍等により公にされている人種、思想等に関する個人情報を出典先等を明示して取得する場合</p>	<p>人種・民族 思想・信条・宗教 社会的差別の原因となる社会的身分 犯罪に関する経歴</p>	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に掲載されている条例第5条第2項各号に定める取得制限事項に係る個人情報を実施機関が事務の必要性から取得することが考えられる。 この場合、これらの情報は公知の情報であり、個人の権利利益を侵害するおそれは少ないものと考えられる。</p>
8	<p>(診療、保健指導等) 病院、保健所等の機関が診療、保健指導等を行うに当たり、患者等の人種、思想等に関する個人情報を取得しなければならない特別な理由がある場合</p>	<p>人種・民族 思想・信条・宗教 社会的差別の原因となる社会的身分 犯罪に関する経歴</p>	<p>患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防行為、保健指導等を行うために、当該患者等の思想、信条等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</p>
9	<p>(教育、指導等) 教育、指導、訓練等の事務を行うに当たり、対象者の思想、信条等に関する個人情報を取得しなければならない特別な理由がある場合</p>	<p>人種・民族 思想・信条・宗教 社会的差別の原因となる社会的身分 犯罪に関する経歴</p>	<p>生徒や受講者等に対し、的確な教育、指導等を行うためには、当該生徒等の思想、信条等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</p>
10	<p>(人権施策) 人権施策に関する事務を実施するため社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取得する場合</p>	<p>社会的差別の原因となる社会的身分</p>	<p>人権施策に関する事務を行うに当たっては、その対象となる者について社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取得する必要がある場合がある。</p>